自転車用ヘルメット購入助成について

回覧



自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、
次のとおりヘルメットの購入金額の一部を補助します。

補助対象者

- ●購入日及び補助申請日の両日に今金町内に住所を有する方。
- ●同一の補助対象経費について、国や北海道、その他の団体から補助金等の交付を受けていない方。
- ●補助金の交付を受けようとする者及び同一世帯に属する全員が、今金町町税の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例第６条による制限措置を受けていない方。

補助申請者

未成年者の方
▶ **保護者が申請**

上記以外の方
▶ **本人が申請**

補助対象となるヘルメット

- ●令和５年１０月１日以降に新品で購入し、領収書等購入日、金額等を証明する書類のあるもの。
- ●安全基準を満たす認証マークが付されているもの（認証マークの例は下記のとおり）。

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク

補助金額　※１人につき１回限り

ヘルメット購入費の 1/2

令和５年４月からの改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者の乗車中のヘルメット着用が努力義務となりました。保護者等は、児童や幼児を同乗させる場合にもヘルメット着用をさせるよう努めて下さい。

補助金額上限2,000円（100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
事業期間：令和５年度～令和８年度

お問い合わせ先
今金町役場くらし安心課
〒049-4393
瀬棚郡今金町字今金48-1
TEL ０１３７-８２-０１１１
窓口対応時間：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）8：30～17：15

補助金の申請から交付までの流れ

回覧

1 ヘルメットを販売店で購入

新品かつ安全認証マークが付されているものか確認してください。

2 申請書（請求書）をくらし安心課へ提出

申請書（請求書）は、町のホームページ、くらし安心課窓口から入手できます。

申請書とあわせて下記２点の書類をご用意ください。

☑ **領収書（代金の支払い手続きが完了したことを証する書類）**

※次の５項目が記載されたもの

①申請者 又は ヘルメット着用者の氏名　②領収日　③領収金額
④購入相手方（販売者の名称・住所・連絡先）　⑤購入品名

☑ **安全基準を証明する書類**

取扱説明書等製品仕様のわかる書類の写し 又は 安全認証マークが入った現物の写真提出。

3 町で申請書（請求書）を審査し、適正であれば交付決定書が郵送で到着

4 補助金が指定口座へ振り込まれます。

自転車はルールを守って安全に！

【ヘルメットの着用】

◎自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
◎自転車の運転者は、他の人を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
◎児童・幼児を保護する責任のある方は、児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
◎事業者は、従業員等への乗車用ヘルメット着用を推進しましょう。